

都留市公告 19 号

都留農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 7 日
都留市長 日向 美徳

縦覧場所

都留市役所 産業課 （住所：都留市上谷一丁目 1 番 1 号）